

# 恵那市国民健康保険条例施行規則の一部改正（案）の概要

## 1. 改正の概要

産科医療補償制度<sup>\*1</sup>が見直され当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられること、出産育児一時金の総支給額について、社会保障審議会<sup>\*2</sup>医療保険部会の「議論の整理」において、少子化対策としても重要であるため、42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正が行われました。

そこで、恵那市国民健康保険条例の出産育児一時金の支給額、加算額の上限を改め、恵那市国民健康保険条例施行規則において、加算額を改めるものです。

この見直し案について意見を募集します。

## 2. 規則改正の内容

産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合の出産育児一時金の加算額を「1万6千円」から「1万2千円」に改正する。

【産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合】

	支給額	加算額	総支給額
現 行	404,000円	16,000円	420,000円
改正後	408,000円	12,000円	

※1 産科医療補償制度… 分娩の際、生まれてきた子どもが重度脳性麻痺になった場合の経済的負担の補償や原因分析、再発防止を図る制度

※2 社会保障審議会… 厚生労働大臣の諮問機関。社会保障に関する重要事項を調査審議して厚生労働大臣または関係行政機関に意見を述べること。

## 3. 募集期間

令和3年9月28日（火曜日）から令和3年10月18日（月曜日）まで

この記事に関するお問い合わせ先

保険年金課 保険年金係

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1 西庁舎1階

電話番号：0573-26-2111（内線156）、ファクス：0573-26-0087